

令和7年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年12月4日から令和7年12月12日まで第4回定例会が町役場に招集された。

令和7年12月4日 午前10時00分

1. 応招議員（13名）

1番 高久敏明	3番 目黒克博	4番 物江政博
5番 横山智代	6番 小畑博司	7番 佐藤宗太
8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子	10番 五十嵐一夫
11番 水野孝一	12番 酒井育子	13番 山口享
14番 赤城大地		

2. 不応招議員（1名）

2番 五十嵐孝子

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	高久佳菜
書記	松本功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	保険年金班長	田中秀昭
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聡
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

なお、2番、五十嵐孝子議員より、所用のため欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、13番、山口享君、1番、高久敏明君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日12月4日から12月12日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月4日から12月12日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告4件を提出いたします。

初めに、町長から報告1件の提出がありました。議長報告第23号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」であります。

朗読を省略して、内容の説明を求めます。

まず、議長報告第23号について説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

それでは、町長報告第16号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」説明を申し上げます。

令和7年第3回定例会における高久敏明議員の一般質問に対して、実施または検討するとした建設課に係る事項でございます。

第1、人口減少の現状と課題、その対応策について伺う。

上下水道などのインフラ施設について、人口減少によって利用者が減少しても、施設の維持管理やサービスの提供には一定のコストがかかる。税収の減少により、町の財政が縮小すると、今までの行政サービスを維持するのが難しくなるのではないかと懸念されるが、その対応策はいかがについてであります。 「継続して内部で検討中」であります。

上下水道施設を含むインフラは、町民生活を支える必要不可欠な基盤であり、施設の維持、サービス提供の維持は事業者として重要な責務であると考えております。

施設の統合などの規模の適正化につきましては、汚水処理場統廃合検討結果に基づき、継続して内部で協議を進めてまいります。

広域連携につきましては、人工衛星を活用した漏水調査をはじめ、工事監督員の技術連携、各種研修会、勉強会などを実施しております。さらに近隣市町村等との各種研修会、勉強会などを実施し、広域連携の拡充に努めてまいります。

また、経営戦略については年度内に改定をいたします。今後の施設更新等の需要を精査し、財源計画に反映してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第24号「例月出納検査の結果報告について」議長報告第25号「定期監査の結果報告について」及び議長報告第26号「諸般の報告（第4号）について」の3件であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

改めて、皆さんおはようございます。

本日ここに、令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚くご礼申し上げます。

初めに、9月から11月にかけて行われたスポーツイベントでの町代表チームの熱い戦いの結果をご報告させていただきます。

9月に開催されました「第19回市町村対抗福島県軟式野球大会」では、初戦を鮫川村に快勝し、2回戦にこまを進めましたが、残念ながら須賀川市に敗退する結果となりました。

また、10月に開催されました「第12回市町村対抗福島県ソフトボール大会」では、惜しくも初戦で敗退となりました。町民の熱い思いを背負って、精いっぱい頑張っていたいただきました選手の皆さんには、心からのねぎらいと感謝を申し上げます。

次に、11月16日に開催されました「第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」では、前年よりタイムを2分15秒短縮する5時間35分51秒で、総合23位、町の部では前年同様9位入賞となり、8年連続・町の部最多31回目の入賞を果たしました。また、14区では田代直希選手が貫録の走りを見せ、町の部区間賞を獲得しました。これは、「1秒を削り出せ」をスローガンに選手の皆さんがこれまで取り組んできた練習の成果であり、最後まで必死に走る姿に、勇気と感動を与えていただきました。

これらの大会へ出場するため、万全の準備を整えられてきた関係者皆様のご尽力と、多くの町民の方々の応援に感謝申し上げるとともに、選手皆様の今後ますますのご活躍を期待いたします。

それでは、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ、町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、「会津坂下町小中学校入学祝金支給条例」につきましては、児童生徒の入学を祝い、その健やかな成長を願うとともに、子育て世帯を応援することを目的に創設しました「入学祝金」について、既に本年度の支給を完了しているところでございますが、法的根拠をより明確にする観点から、要綱で定めている制度を改め、条例に位置づけたい考えであります。

次に、「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、最近における物価の変動等を踏まえ、公職選挙法施行令において、国政選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことに伴う改正であり、町議会議員選挙及び町長選挙における公費負担の限度額引上げを行うものであります。

次に、「会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改

正する条例」につきましては、申請者の利便性及び事務の効率化を図るため、個人番号及び特定個人情報を用いることができる業務を追加するものであります。

次に、「会津坂下町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の職員の育児休業等に関する条例の部分休業に関する規定が整備されたことなどから企業職員の給与の減額などに関し、所要の改正等を行うものであります。

次に、「会津坂下町火入れに関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国から「火災予防条例の一部改正について」が発出されたことに伴い、会津若松地方広域市町村圏整備組合が制定している火災予防条例が改正される予定であることから、火入れ中止の規定などに関し、所要の改正等を行うものであります。

次に、「企業誘致条例の一部を改正する条例」につきましては、企業への助成制度に関し、関連する会津坂下町税特別措置条例との調整を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、「損害賠償の額を定めること」につきましては、9月に発生しました町営住宅における損害賠償事故について、相手方との示談が成立したため、損害賠償の額を確定するものであります。

次に、「財産の取得」につきましては、役場新庁舎建設用地として、福島県厚生農業協同組合連合会所有の旧坂下厚生総合病院敷地の取得に伴い、地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算について申し上げます。

補正予算につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第7号）のほか、特別会計補正予算が3件ございますが、特に、令和7年度一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ1億6,796万円を追加し、総額を99億8,527万2,000円とするものであります。

歳入では、国県支出金の確定に伴う増減のほか、一般寄附金やふるさと納税寄附金、企業版ふるさと納税寄附金の増などを計上しました。

歳出では、熊出没増加に伴う侵入防止柵購入補助金の増、ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼品等に係る経費の増、事業費の確定による増減などを計上しました。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、公共交通対策について申し上げます。

第六次会津坂下町振興計画後期基本計画における重点施策に位置づけております「公共交通対策」を推進するためのマスタープランである「会津坂下町地域公共交通計画」の策定を進めております。11月26日に開催した会津坂下町公共交通協議会では、計画案について様々なご意見をいただいたところであります。本年度内には計画策定を完了し、令和8年度を初年度とする本計画に基づき、持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を推進してまいります。

また、川西地区で10月から実証運行を実施しておりますコミュニティバスにつきまし

では、事故やアクシデントもなく順調に運行を継続しております。11月21日現在の乗車人数は、延べ103人となっており、利用者アンケートでは「こういうバスがあるのは助かる」「乗降時のステップが欲しい」「利用したい時間帯にバスが来ない」など様々なご意見をいただいております。今後も安全運行に努め、利用状況や意見・要望等を検証しながら、1月から実施する高寺地区での実証運行に生かしてまいります。

次に、地域おこし協力隊事業について申し上げます。

本年度より、採用後のミスマッチ防止と、意欲的に活動できる環境づくりを目的に「おためし地域おこし協力隊」制度を導入いたしました。

果樹農家の事業継承として、10月3日から5日までの日程で2名の方に参加していただき、収穫作業を中心とした体験活動や現役隊員との交流などを実施いたしました。参加者からは、町の風土や魅力を感じることができ、協力隊の活動や日常生活をイメージすることができたとの感想をいただきました。参加者1名の方からは、再度体験活動をしたいとの要望をいただき、11月20日から22日までの日程で2回目の受入れを実施したところ、本町での協力隊活動を前向きに検討したいとの意思表示がありました。

今後も、おためし地域おこし協力隊制度を活用しながら、積極的に隊員募集活動を展開してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

道路整備事業につきましては、阿賀川線舗装整備工事が9月に完了したところであります。現在、通学路緊急対策として、公園通り線歩道整備工事を年度内完成に向けて進めているところであります。

都市下水道事業につきましては、都市下水道3号ゲート設置工事を発注しており、年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

坂下中央処理区域内におきましては、町道北裏通り線管渠埋設工事外1路線を実施しており、年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

県道会津坂下・会津高田線配水管布設替工事外1路線は既に着手しており、年度内完成に向けて進めてまいります。

また、上下水道管路DB整備事業については、早期整備完了に向け順次進めているところであります。

次に、農業行政について申し上げます。

本年の本町農業は、地球温暖化を要因とした気候変動に翻弄された一年でありました。2月には記録的な豪雪による農業関連施設の倒壊や果樹の幹割れ被害、8月には例年のない少雨と高温による用水不足、9月からは鳥獣による農作物被害が多発し、人的な被害も発生しました。

この場をお借りして、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

このような自然災害による農作物の品質低下や収量減少が農業所得に大きな打撃を与えており、農業継続への不安感が農業者の生産意欲低下の要因となっていることから、

気候変動への対応は、本町農業が向き合わなければならない重要な課題の一つであると認識しております。

今後は、本年の自然災害を教訓とし、農業施設等の災害対策の強化やセーフティネットへの加入を促進するとともに、気候変動に対応した品種の導入や栽培体系の転換による農作物の品質・収量の確保、さらには、新たな栽培技術の導入による低コスト化を積極的に推進することで農業経営の基盤強化を図り、農業者の生産意欲の向上と所得の確保による持続可能な農業の確立につなげてまいります。

次に、商工業及び市街地活性化行政、観光物産行政について申し上げます。

初めに、商工業行政につきましては、会津坂下町雇用促進協議会による「新就職者激励会」を9月19日に開催いたしました。

本年度の町内企業への新就職者は、転職者を含め107名であり、前年度と比較して16名の増でありました。

また、初めての試みとして、将来を担う子供たちに地元企業を知ってもらうため、小学生向けの企業説明会を実施いたしました。

楽しみながら地元の企業を知ることで、児童が自分たちの住む地域への関心を深め、地域への愛着を醸成することで、将来的な人材確保につなげたいと考えております。

次に、市街地活性化行政につきましては、中心市街地活性化における取組の方向性や支援施策等を集中的に投入する「重点区間」を設定した「会津坂下町中心市街地活性化基本方針」を策定いたしました。今後は、創業支援を軸とした新たな補助制度を創設し、空き地・空き店舗等の解消に努め、にぎわいの創出を図ってまいります。

次に、観光物産行政につきましては、9月28日に発酵文化に特化したイベントである「会津坂下発酵祭」を初開催いたしました。「味噌」「醤油」「日本酒」「ヨーグルト」といった町が誇る発酵食品や事業者が一堂に会し、「学ぶ」「体験する」「食べる」「飲む」など、多彩な催しを楽しみながら、町の発酵文化に触れる有意義な機会になったと考えております。

今後も「ばんげさ、はっこう！」を合い言葉に、町内外へ発酵文化の魅力を伝え、関係人口・交流人口の増加を図ってまいります。

次に、新庁舎建設事業について申し上げます。

現在、旧坂下厚生総合病院跡地の所有者である福島県厚生農業協同組合連合会と、用地を購入するための仮契約を締結し、財産取得議案を本定例会に上程しております。また、土地の地質調査業務を発注し11月より実施しており、その成果を令和8年度の基本設計につなげてまいります。

あわせて、新庁舎建設検討委員会で、町民の皆様が求める新庁舎の機能や性能についてのご意見をお聞きしながら、「新庁舎建設基本計画」を策定し、町民が求める新庁舎を建設できるよう進めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

「二十歳の集い」については、対象者への意向調査の結果に基づき、前年度より1月に開催することとしており、本年度につきましては、令和8年1月11日の日曜日に中央

公民館において開催いたします。現在、実行委員が中心となり、集いの内容等について検討・準備を進めているところでございます。

次に、子育て支援について申し上げます。

本年度は子育てふれあい交流センターにおいて、グループワーク、ロールプレイ等により、保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方の知識や方法を身につけるため、「ペアレントトレーニング」を実施いたします。

また、11月22日には、ばんげ保育所において、福島県立医科大学の横山浩之教授を講師にお迎えし、オンラインによる「こども どまんなか講演会」を開催し、スマホなど映像メディアとの上手な付き合い方について親子のふれあいや体を使った遊びによる愛着形成などの重要性に関する講話をいただきました。

今後も子どもの健やかな成長につながる切れ目のない支援により、親が子育てに喜びを感じ、子どもが心身ともに健やかに育つ町を目指してまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第63号から議案第74号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

日程第4、議案第63号「会津坂下町小中学校入学祝金支給条例」から、議案第74号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの12件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議案第63号 会津坂下町小中学校入学祝金支給条例

議案第64号 会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号 会津坂下町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 会津坂下町火入れに関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 会津坂下町企業誘致条例の一部を改正する条例

議案第69号 損害賠償の額を定めることについて

議案第70号 財産の取得について

議案第71号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）

議案第72号 令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第73号 令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第74号 令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、議案第63号について説明願います。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

私からは、議案第63号「会津坂下町小中学校入学祝金支給条例」についてご説明いたします。

これは、本年度、会津坂下町小中学校入学祝金支給要綱によって支給いたしました入学祝金について、今後も継続的かつ安定的に実施していくため、法的根拠をより明確にする観点から、新たに条例に位置づけたいとするものでございます。

議案をご覧ください。

第1条（目的）につきましては、小中学校に入学する児童生徒の保護者に対し、入学祝金を支給することにより、その健やかな成長を願うとともに子育て世帯を応援することを目的といたします。

第2条（定義）につきましては、本条例における用語を定義し、第3条（支給対象者）等の内容を明確化するために定めるものです。

第1号（児童等）におきましては、入学する学校の入学式の日には本町の住民基本台帳に記録されている者、また、町外の住民基本台帳に記録されている者であって本町の小中学校の入学式の日には在籍している者と規定しております。

第3条（支給対象者）につきましては、祝金を支給する年度に入学する児童等の保護者としております。

第4条（祝金の額）につきましては、小学校に入学する児童1人につき3万円、中学校に入学する生徒1人につき7万円とするとしております。

第5条（支給の方法）では、祝金の支給を受けようとする支給対象者は、祝金を受け取る口座を教育長に届け出ることとし、第6条（支給の決定）におきまして、教育長は、届出を受理したときは、速やかに内容を確認の上、当該支給対象者に対し祝金を支給することとしてございます。

第7条では、祝金を受給する権利の譲渡等の禁止について規定し、第8条（その他）につきましては、この条例に定めるもののほか、祝金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしてございます。

なお、附則とし、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第64号及び議案第65号について説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議案第64号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、最近の物価の変動に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことによるもので、町の選挙公営につきましては、国の選挙公営に準じて行うこととされていることから、町議会議員選挙及び町長選挙における公費負担の限度額の引上げを行うものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改正するもので、これは、選挙運動用のビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げであります。

第11条中「405円99銭」を「440円16銭」に改正するもので、これは、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の限度額の引上げであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。

説明は以上であります。

続きまして、議案第65号「会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める個人番号の利用に関し、二つの事務を条例に追加いたします。これにより、個人番号によりひもづけされた対象者の特定個人情報との連携ができることにより、申請者の負担軽減、事務の効率化が図られるというものであります。

詳細については、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

なお、句読点、括弧等については省略させていただきます。

別表第1に「16 教育委員会 会津坂下町児童生徒就学援助要綱（平成18年教育委員会告示第1号）による児童生徒の就学援助の支給及び額の決定に関する事務」を、「17 教育委員会 会津坂下町特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成24年教育委員会告示第2号）による特別支援教育就学奨励費の支給及び額の決定に関する事務」を加えます。

別表第2中「（平成23年会津坂下町教育委員会規則第8号）」を削ります。これは、条文中の文言の整理であります。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行したいとするものであります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第66号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第66号「会津坂下町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、本町の職員の育児休業等に関する条例の部分休業に関する規定が整備されたことなどから、企業職員の給与の減額等に関し、会津坂下町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、別紙、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

まず、第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、次に、第17条第2項中「（当該職員がその1歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を「（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。））」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして第1項（施行期日）を、この条例は、公布の日から施行するとし、第2項（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）を、切替日から令和8年3月31日までの間における第6条の規定に

よる改正後の会津坂下町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは、「(4) 重度心身障害者、(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第67号及び議案第68号について説明願います。

◎産業課長(渡部 聡君)

議長、産業課長。

◎議長(赤城大地君)

渡部産業課長。

◎産業課長(渡部 聡君)

議案第67号「会津坂下町火入れに関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町火入れに関する条例(昭和59年会津坂下町条例第25号)の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を教訓として、消防法における「火災予防条例」の(例)の一部の改正に伴い、会津若松地方広域市町村圏整備組合で制定する火災予防条例の一部が改正されることに加え、林野庁通知においても、火災予防条例が改正された場合、本条例との整合を図るよう指示があったことから、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第14条第1項中、「期間中であっても」の次に「、暴風特別警報、暴風警報」を加え、「、異常」を「若しくは」に改め、「乾燥注意報」の次に「が発表され、」を加え、「火災警報」を「火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改めるものであります。

さらに、第2項中、「とき、」を「場合」に改め、「又は」の次に「暴風特別警報、暴風警報」を加え、「、異常」を「若しくは」に、「又は火災警報」を「が発表され、若しくは火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に、「とき」を「場合」に改めるものであります。

本文に戻っていただき、附則の施行期日といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号「会津坂下町企業誘致条例の一部を改正する条例」について、

ご説明申し上げます。

会津坂下町企業誘致条例（平成19年会津坂下町条例第19号）の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、助成措置の支払期間について、「会津坂下町税特別措置条例」における課税免除期間を含めた期間であることを明確化するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

別表（第8条関係）であります。別表の縦の枠を「項」、横の枠を「欄」と申し上げます。

助成措置の項中、「企業立地奨励金」の欄、種別の項中「新設」欄の一番右側にあります、「支払時期」の項中「納付した最初の年度」を「課されることになった最初の年度（免除された年度も含む）」に改めます。

2ページをご覧ください。

下段になりますが、種別の項中「増設」欄の「支払時期」の項中及び4ページをご覧ください。

種別の項中「移転」欄の「支払時期」の項中につきましても、同様に「納付した最初の年度」を「課されることになった最初の年度（免除された年度も含む）」に改めるものであります。

本文に戻っていただき、附則の施行期日といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第69号について説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議案第69号「損害賠償の額を定めることについて」、ご説明いたします。

これは、令和7年9月3日午後3時00分頃、会津坂下町字古町川尻355番地町営古町川尻住宅7号棟258号室内で発生した居室内への浸水事故について、別紙のとおり損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めたいとするものであります。

1、損害賠償する相手方の住所及び氏名は、福島県河沼郡会津坂下町字古町川尻355

番地町宮古町川尻住宅7号棟257号、飯塚真弓様であります。

2の事故の概要は、町営住宅の共用部である本管部分で排水不良があったことから、1階に居住していた相手方居室の天井から浸水し家財に損害を与えたものであります。

3の損害賠償の額は、161万1,525円であります。

以上を説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第70号について説明願います。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

それでは、私より、議案第70号「財産の取得」についてご説明させていただきます。

この議案につきましては、福島県厚生農業協同組合連合会が所有しております、旧坂下厚生総合病院敷地の取得に伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する財産としましては、財産の種別が土地、名称が旧坂下厚生総合病院敷地、所在地が会津坂下町字逆水50番地1、登記地目・現況地目とも宅地で、数量は1万4,791.19平方メートルでございます。

2、取得の目的としましては、会津坂下町役場新庁舎の建設用地でございます。

3、取得の方法は随意契約であり、4、取得金額は2億9,301万3,473円でございます。

5、契約の相手方は、福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1の福島県厚生農業協同組合連合会、代表理事理事長、大野満春でございます。

この議案を議決いただくことで、新庁舎の建設用地を取得し、新庁舎建設事業の早期進捗を図っていきたいと考えております。

以上で、議案第70号「財産の取得」についての説明を終わらせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第71号について説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議案第71号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1億6,796万円を追加し、予算の総額を99億8,527万2,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による、とするものです。

第2条地方債の追加は第2表、地方債補正による、とするものです。

今回の補正予算は、国県支出金の確定に伴う増減のほか、一般寄附金やふるさと納税寄附金、企業版ふるさと納税寄附金の増額、ふるさと納税返礼品等に係る事業費の増額、熊出没増加に伴う職員の時間外勤務手当や侵入防止柵購入補助金の増額、小中学校の老朽化した施設の修繕等の実施に伴い補正するものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

4ページをご覧ください。

第2表、地方債補正についてご説明いたします。

今回の補正では、追加が1件でございます。

ため池等整備事業は、追加設計が必要となったことにより、公共事業等債、600万円を追加するもので、元利償還金の45%が交付税措置されます。

事項別明細書についてご説明いたします。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

1、総括の歳入につきましては、12款分担金及び負担金から21款町債まで、補正前の額98億1,731万2,000円、補正額1億6,796万円の増、補正後の額99億8,527万2,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が316万2,000円の減、地方債が600万円の増、その他特定財源が1億5,840万4,000円の増、一般財源が671万8,000円の増であります。

3ページをご覧ください。

2、歳入の詳細について説明いたします。

12款1項3目災害復旧費分担金、補正額111万円の増は、まず、当初予算で計上させていただいております中政所、天屋、大村地内の事業費確定により12万9,000円の減、次に、予備費により対応した窪倉、袋原地内の農地災害の復旧工事に係る受益者分担金123万9,000円を増額するものでございます。

2項2目民生費負担金、補正額7万2,000円の増は、保育所の広域入所に係る利用者負担分を計上するものです。

4目教育費負担金、補正額186万5,000円の増は、学校給食の材料費高騰に伴い、湯川村負担分を按分率に応じて増額するものです。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額486万3,000円の増は、子ども家庭センター配

置の保健師分人件費が補助該当となったため増額するもので、補助率は3分の2です。

15款2項2目民生費県補助金、補正額128万円の増は、まず、ひとり親家庭医療費補助金6万5,000円の増は、1件当たりの医療費の増により増額するもので、補助率は2分の1です。次に、子ども・子育て支援交付金121万5,000円の増は、子ども家庭センター配置の保健師分人件費が補助該当となったため増額するもので、補助率は6分の1です。

3目衛生費県補助金、補正額6,000円の増は、妊婦等伴走型給付金事業の事務費分が補助該当となったため増額するもので、補助率は4分の1です。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,000万円の減は、宇内の仲子山ため池廃止に係る測量・設計が、補助事業の不採択になったことにより減額するものです。

7目教育費県補助金、補正額68万9,000円の増は、給食を通じて、旬の県産食材の地産地消や食育を推進するという補助事業に該当したことにより計上するもので、補助率は10分の10です。

4ページをご覧ください。

16款1項2目利子及び配当金、補正額205万8,000円の増は、金利の引上げ及び株式配当金の増により増額するものです。

17款1項1目一般寄附金、補正額278万6,000円の増は、一般寄附3件分で、新庁舎建設のために5万円、スポーツ振興のために200万円、子育て支援等のために73万6,000円を寄附いただいたもので、今回の補正予算において行政センター建設整備基金及び財政調整基金へ積立いたします。

2目ふるさと納税寄附金、補正額1億5,000万円の増は、ふるさと納税の実績が上っているため、本年度収入を6億円と見込み、増額するものでございます。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正額300万円の増は、安心・健康で快適なくらしづくり事業のため寄附いただいたもので、寄附を受けた年度に実施する事業に充当する必要があるため、役場新庁舎建設事業に充当いたします。

18款1項2目行政センター建設整備基金繰入金、補正額300万円の減は、役場新庁舎建設事業の財源として繰入れを予定していましたが、企業版ふるさと納税寄附金の充当により減額するものです。

5ページをご覧ください。

20款3項4目雑入、補正額723万1,000円の増は、まず、後期高齢者健康診査委託料41万8,000円の増は、福島県後期高齢者広域連合から委託を受けて実施している集団健診の受診者数増に伴い、委託料を増額するものです。

次に、長寿・健康増進事業2万6,000円の増は、集団健診の受診者数増に伴い、福島県後期高齢者広域連合から交付される補助金を増額するもので、補助率は3分の1です。

次に、過年度養育医療給付費県負担金1,000円の増は、令和6年度未熟児養育医療給付費県負担金の追加交付分を計上するものです。

次に、過年度児童手当国庫交付金11万5,000円の増は令和6年度児童手当交付金の追加交付分を計上するものです。

次に、多面的機能支払交付金返還金9万1,000円の増は、令和6年度事業の確定による過年度返還金を計上するものです。

次に、過年度養育医療給付費国庫負担金5万4,000円の増は、令和6年度未熟児養育医療給付費国庫負担金の追加交付分を計上するものです。

次に、過年度水道事業会計返還金1万円の増は、令和6年度水道事業会計負担金精算分を計上いたしました。

次に、過年度下水道事業会計返還金651万6,000円の増は、令和6年度下水道事業会計負担金精算分を計上いたしました。

21款町債につきましては、第2表、地方債補正によりご説明したとおり、追加が1件です。なお、町債の総額は4億7,800万円で、特殊事情分を除いた町債の総額は2億5,900万円であり、長期財政計画で定めた毎年度の起債上限3億円以内となっております。

6ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費、補正額7,931万3,000円の増は、まず、1節報酬は、行政不服審査請求により、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会を開催するため、委員報酬で4万8,000円の増、2節給料は、会計年度任用職員の配置変更により62万4,000円の増、3節職員手当等は、職員の世帯変更、転居等により24万1,000円の増、4節共済費は、会計年度任用職員の配置変更により8万円の増、7節報償費は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等に係る経費で4,500万円の増、10節需用費は、経年劣化により故障した町バスのエアコン・ドア・窓枠の修繕等により103万5,000円の増、11節役務費は、ふるさと納税の返礼品の運送料で934万円の増、北本市交流研修等で使用した法被のクリーニングで1万5,000円の増、12節委託料は、子ども・子育て支援金制度対応に伴う給与システム改修で53万4,000円の増、ふるさと納税返礼品発注等業務の委託料で660万円の増、13節使用料及び賃借料、有料道路通行料につきましては、出張等の実績により不足が見込まれるため16万円の増、ライセンス使用料は、ふるさと納税ポータルサイトの使用料で1,402万5,000円を増額するものです。

21節補償、補填及び賠償金は、町営古町川尻住宅7号棟で漏水が発生し、被害を受けた住民への賠償を行うため、161万1,000円を計上するものです。

5目財産管理費、補正額7,987万6,000円の増は、まず、積立金の元金、行政センター建設基金は、一般寄附金1件分5万円、ふるさと納税の「新庁舎建設分」及び「町長おまかせ分」1,500万9,000円を積立するものです。

次に、財政調整基金は、一般寄附金2件分273万6,000円、ふるさと納税分6,002万6,000円、株式配当金5万円を積立するものです。

次に、積立金の利子については、金利の引上げにより増額するものでございます。

7ページをご覧ください。

6目企画費、補正額28万6,000円の増は、コミュニティバス運行に伴い、協力店舗等へ設置する停留所看板が必要となったことから計上するものです。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 1 万6,000円の増は、職員の世帯変更、転居等により増額するものです。

5 項 5 目国勢調査費、1 節報酬は、調査区内の世帯数に応じ調査員報酬を見直したため 6 万8,000円の増、3 節職員手当等は、調査票整理に時間を要し、時間外勤務手当の予算不足が見込まれるため 4 万2,000円を増額するものです。4 節共済費は、会計年度任用職員の長期雇用を見込んでいたものが、短期雇用となったため11万円を減額するものです。目内の増減によりまして、補正額は0円となります。

8 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額123万4,000円の増は、まず、3 節職員手当等は、職員の世帯変更等により 5 万3,000円の増、12 節委託料は、後期高齢者健康診査の集団健診の受診者数増に伴い61万7,000円の増、27 節繰出金、56万4,000円の増は、職員の世帯変更等により職員手当等が 5 万8,000円の増、介護報酬等改定に伴うシステム改修により50万6,000円を増額するものです。

3 目老人福祉費、補正額 1 万6,000円の増は、養護老人ホーム入所希望者の増に伴い、入所判定委員会の開催数が増となるため報償費を増額するものです。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額82万4,000円の増は、まず、10 節需用費、電気料は、子育てふれあい交流センターの利用実績により不足が見込まれるため22万6,000円の増、施設修繕は、東小学校放課後児童クラブの火災報知器が消防設備点検により移設が必要と判明したため 8 万4,000円を増額するものです。11 節役務費は、子育てふれあい交流センターの電話回線をひかり回線へ切り替えたことによる基本料金で 4 万円の増、22 節償還金、利子及び割引料は、令和 6 年度子ども・子育て支援交付金及び特別児童扶養手当事務取扱交付金の実績により過年度返還金47万4,000円を計上するものです。

2 目児童措置費、補正額54万円の増は、児童手当負担金及び子ども・子育て支援事業費補助金の実績により過年度返還金を計上するものです。

3 目母子福祉費、補正額13万1,000円の増は、ひとり親家庭における 1 件当たりの医療費の増に伴い増額するものです。

4 目児童福祉施設費、補正額14万1,000円の増は、保育所出入口の安全確保のため、カーブミラー増設で 4 万8,000円の増、保育所給食室の照明の不具合により、器具の取替えて 9 万3,000円を増額するものです。

9 ページをご覧ください。

4 款 1 項 2 目予防費、補正額 6 万7,000円の増は、令和 6 年度感染症予防事業費等国庫負担金及び令和 6 年度出産・子育て応援交付金の実績により、過年度返還金を計上するものです。

6 款 1 項 2 目農業総務費、補正額112万8,000円の増は、熊出没増加に伴う職員の時間外勤務手当を増額するものです。

3 目農業振興費、補正額50万円の増は、熊出没増加に伴い侵入防止柵購入補助金の申請件数増により増額するものです。

4 目畜産業費、補正額2,000円の増は、金利の引上げにより増額するものです。

5目農地費、補正額326万円の減は、まず、12節委託料は、勝方の手寺沢ため池廃止工事に係る測量・設計について、200年に1度の雨量に対応できる排水路とするよう会計検査院より指示があったため、下流水路の測量・設計を追加するため717万1,000円の増、宇内の仲子山ため池廃止に係る測量・設計が県補助事業の不採択により1,050万円を減額するものです。

22節償還金、利子及び割引料は、令和6年度多面的機能支払交付金事業の実績により過年度返還金6万9,000円を計上するものです。

7款1項3目観光費、補正額16万3,000円の増は、春日八郎おもいで館の浄化槽の配管が詰まり、修繕が必要となったことから増額するものです。

8款2項3目街路灯費、補正額156万6,000円の増は、まず、10節需用費、148万9,000円の増は、上半期電気料の実績により不足が見込まれるため増額するものです。

次に、18節負担金、補助及び交付金、7万7,000円の増は、民有街路灯電気料補助金が上半期の補助実績により不足が見込まれるため増額するものです。

10ページをご覧ください。

4項3目都市下水路費、補正額6万1,000円の増は、令和7年度より運用している都市下水路1号2号のゲートにおいて、上半期電気料の実績により不足が見込まれるため増額するものです。

5項1目住宅管理費、補正額189万6,000円の増は、まず、10節需用費、施設修繕140万2,000円の増は、町営古町川尻住宅7号棟で発生した漏水に係る、漏水箇所の修繕や、畳及び床などの修繕費用を増額するものです。

次に、12節委託料、49万4,000円の増は、古町川尻住宅7号棟で発生した漏水に係る、廃棄物処理や屋内清掃及び污水管清掃費用を計上するものです。

10款1項3目子ども支援費は財源内訳の補正で、子ども・子育て支援交付金492万9,000円を充当するものです。

2項1目学校管理費、補正額653万3,000円の増について、10節需用費、213万5,000円の増は、まず、施設管理用品は、消防設備点検で判明した屋内消火栓ホースの交換で、6万2,000円の増、印刷製本費は、複合機変更に伴う印刷単価の増、及び上半期印刷枚数の実績により不足が見込まれるため37万7,000円の増、施設修繕169万6,000円の増は、まず、南小学校分として、防犯カメラレコーダー及びモニターの故障による交換、浄化槽移行ポンプの劣化により揚水能力の低下が著しいことによる更新、職員室のネットワーク回線の不具合による修繕を増額するものです。

次に、東小学校分として、学校出入口及び玄関の看板劣化による更新、駐車場区画線の劣化による引き直し、消防設備点検で判明した火災報知器の修繕を増額するものです。

11ページをご覧ください。

12節委託料、4万9,000円の増は、まず、冷暖房保守点検は、灯油漏えい事故に伴う改善対策として、南小学校の暖房機油配管閉栓確認作業で3万3,000円の増、自動火災報知設備保守点検は、消防設備点検で判明した南小学校体育館の火災報知器の修繕箇所の調査で1万6,000円を増額するものです。

14節工事請負費、330万円の増は、東小学校音楽室及び家庭科室の床が湿気によりカビ・腐食が発生し危険な状態となっているため工事費用を増額するものです。

17節備品購入費、104万9,000円の増は、まず、保管庫12万5,000円の増は、南小学校の理科室薬品庫が腐食・劣化しているため購入費用を増額するものです。次に、写真撮影機器92万4,000円の増は、児童への性暴力防止の観点から公用のカメラでのみ撮影することとするため、デジタルカメラ購入費用を増額するものです。

3項1目学校管理費、補正額1,052万8,000円の増について、10節需用費、61万2,000円の増は、まず、施設管理用品は、消防設備点検で判明した屋内消火栓ホース交換で9万3,000円の増、印刷製本費は、複合機変更に伴う印刷単価の増、及び上半期印刷枚数の実績により不足が見込まれるため29万円の増、施設修繕22万9,000円の増は、消防設備点検で判明した火災報知器、通路誘導標識、防排煙設備の修繕費用を増額するものです。

12節委託料、冷暖房保守点検は、灯油漏えい事故に伴う改善対策として、暖房機油配管閉栓確認作業で7万6,000円の増、14節工事請負費、956万2,000円の増は、エアコンのガス漏れ検査により判明した技術室の空調機器修繕工事で129万円の増、体育館前駐車場ターフパーキング部分に敷設されているプラスチック部分が劣化しているため、アスファルト舗装する工事で198万円の増、理科室エアコンが設置から30年が経過し故障による修繕部品供給もないため、取替工事で629万2,000円を増額するものです。

17節備品購入費、27万8,000円の増は、生徒への性暴力防止の観点から、公用のカメラでのみ撮影することとしたため、デジタルカメラ購入費用を増額するものです。

2目教育振興費、補正額4,000円の増は、まず、11節役務費は、タブレット学習の際に使用するモバイル回線のユニバーサルサービス料値上げに伴い1,000円を増額するものです。次に13節使用料及び賃借料は、タブレットのメールアドレス管理に使用しているグーグルワークスペースの使用料値上げに伴い3,000円を増額するものです。

4項1目幼稚園費、補正額101万4,000円の増は、まず、1節報酬及び、12ページになります、3節職員手当等は、会計年度任用職員の勤務時間の増に伴い増額するものです。

次に10節需用費は、消防設備点検において、南幼稚園・東幼稚園の火災通報装置の不具合が判明したため、更新費用53万2,000円を増額するものです。

5項1目社会教育総務費、補正額10万円の減は、坂下婦人会が解散することに伴い、補助金を減額するものです。

2目公民館費、補正額65万5,000円の増は、中央公民館北側の浄化槽チェッカープレートが経年劣化により腐食し、落下の危険があることから交換費用を増額するものです。

4目埋蔵文化財発掘調査費、補正額49万5,000円の減は、丈助橋遺構発掘調査報告書の作成を予定しておりましたが、現在進めている高寺山遺跡発掘調査報告書の作成を優先するため減額するものです。

6項1目保健体育総務費、補正額12万円の増は、全国大会等への出場選手が増加したため不足額を増額するものです。

2目学校給食費、補正額2,810万9,000円の増は、まず、10節需用費、電気料108万円

の増は、上半期電気料の実績により不足が見込まれるため増額するものです。

次に、賄材料費1,076万円の増は、物価高騰による食材の値上げにより増額するものです。

17節備品購入費、1,626万9,000円の増は、厨房機器保守点検により入替えが必要と判明したカートイン蒸し器1台及びコンビオープン2台の購入費用を計上するものです。

13ページをご覧ください。

11款1項1目農業施設災害復旧費は、財源内訳の補正で、農地災害の復旧工事に係る受益者分担金を充当するものです。

12款1項1目元金、補正額37万9,000円の減は、元利均等方式により返済している臨時財政対策債の利率見直しにより減額するものです。

2目利子、補正額82万5,000円の増は、元利均等方式により返済している臨時財政対策債の利率見直しにより増額するものです。

13款1項1目上水道事業会計支出金、補正額12万5,000円の増は、杉区の消火栓漏水に係る修繕工事分を増額するものです。

2目下水道事業会計支出金、補正額274万3,000円の増は、令和6年度下水道事業会計負担金の実績により精算分を増額するものです。

最後に14款1項1目予備費、補正額4,622万2,000円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は1億570万5,000円となります。

説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時10分）

再開を11時20分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時20分）

続けて議案第72号について説明願います。

◎保険年金班長（田中秀昭君）

議長、保険年金班長。

◎議長（赤城大地君）

田中保険年金班長。

◎保険年金班長（田中秀昭君）

議案第72号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ

106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,987万2,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいとするものです。

今回の補正は、介護保険システム改修費用、職員の寒冷地手当支給区分の変更、及び前年度分の事業費確定に伴う精算に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず、歳入ですが、3款国庫支出金及び7款繰入金、合計106万9,000円を増額し、歳入合計を24億3,987万2,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費から6款予備費まで、合計106万9,000円を増額し、歳出合計を歳入合計と同額の24億3,987万2,000円としたいとするものです。

財源内訳は、国庫支出金が50万5,000円の増、一般財源が56万4,000円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、3款2項3目事務費補助金50万5,000円の増は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。

7款1項4目その他一般会計繰入金56万4,000円の増は、職員の世帯筆頭者変更による寒冷地手当分の5万8,000円と、介護保険システム改修費用の2分の1の町負担分50万6,000円を一般会計より繰り入れることによるものです。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費107万円の増は、職員の世帯筆頭者変更による寒冷地手当の5万8,000円と、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費101万2,000円が増額となることによるものです。

4款1項1目償還金377万3,000円の増は、令和6年度の地域支援事業費の精算により県への返還金が生じたことによるものです。

6款1項1目予備費377万4,000円の減は、歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて議案第73号及び議案第74号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第73号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億8,556万6,000円に12万5,000円を追加し、4億8,569万1,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億8,131万1,000円に307万7,000円を追加し、4億8,438万8,000円にしたいというものであります。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億6,566万1,000円の補填財源を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額305万円、過年度分損益勘定留保資金1億6,261万1,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額6,066万6,000円に250万円を追加し、6,316万6,000円にしたいというものであります。

次のページをお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額1億2,584万1,000円に1億298万6,000円を追加し、2億2,882万7,000円にしたいというものであります。

第4条では、予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正したいというものであります。

上水道施設整備事業債の起債限度額を250万円増額し、3,950万円に改め、昨今の金利上昇傾向を考慮し、利率を1.0%加算し、4.0%以内にしたいというものであります。

なお、起債の方法、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

今回の補正は、消火栓修繕に対する上水道事業負担金の増、施設の維持管理に要する動力費、委託料及び修繕費の増、令和6年度一般会計繰入金金の精査による返還、起債対象事業の増、管路DB整備事業に係る負担金の増、下水道事業会計に対する貸付金の増などを計上したものであります。

1ページ、2ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

補正前は1,877万4,055円の資金増加を見込んでおりましたが、今回の補正で4,083万3,011円の資金減少となり、資金期末残高は8億2,073万6,412円となります。

4ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入、1款2項2目補助金、12万5,000円の増は、船杉地内の消火栓修繕に対する一般会計補助金の増を計上したことによるものであります。

収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費、20万9,000円の増は、タイマーによる間欠運転をしていた和泉雑揚水ポンプが、揚水停止後の再稼働時にポンプが空転し揚水が

できない事象が発生したことから、24時間運転に切り替えたことによる電力使用量の増に伴う動力費を計上したことによるものであります。

2目配水及び給水費は341万円の増であります。内訳としまして、17節委託料、9万4,000円の増は、当初64件と見込んでいた管路管理システムへの登録件数が、113件と49件増になったことによるものであります。20節修繕費、331万6,000円の増は、漏水修繕箇所が増、国から示された資料により、塔寺及び束松ポンプ場の低圧コンデンサが取替対象となったことから、取替費用を計上したことによるものであります。

2項3目消費税及び地方消費税、55万2,000円の減は、今回の補正額を基に試算した結果、減となりました。

3項1目過年度損益修正損、1万円の増は、令和6年度上水道事業負担金の精算により、返還額を計上したことによるものであります。

6ページをお開きください。

資本的収入、1款1項1目「企業債」250万円の増は、管路DB整備事業負担金に対する起債を計上したことによるものであります。

資本的支出、1款1項5目負担金、258万1,000円の増は、物価スライドによる管路DB整備事業負担金を計上したことによるものであります。

3項1目長期貸付金、1億40万5,000円の増は、下水道事業会計に対する長期貸付金を、地方公営企業法第18条の2を適用し計上したことによるものであります。

7ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入、4億8,569万1,000円、収益的支出、4億8,438万8,000円、税込当期純利益、130万3,000円となり、ここから、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、305万円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税、30万7,000円を差し引き、税抜当期純損失、205万4,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)であります。資本的収入、6,316万6,000円、資本的支出、2億2,882万7,000円を差し引き、不足額は、1億6,566万1,000円となるところであります。

なお、不足額の補填財源につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第74号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第3号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算第3条本文に、「なお、営業運転資金にあてるため、水道事業会計から長期借入金1億円を借り入れる。」を加え、収益

的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款下水道事業収益を、既決予定額4億2,488万2,000円から534万1,000円を減額し、4億1,954万1,000円にしたいというものであります。

第1款下水道事業費用を、既決予定額3億9,931万5,000円に118万3,000円を追加し、4億49万8,000円にしたいというものであります。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,946万3,000円の補填財源を「当年度分損益勘定留保資金9,946万3,000円」に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額5億3,692万3,000円に180万5,000円を追加し、5億3,872万8,000円にしたいというものであります。

次のページをお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額6億3,676万1,000円に143万円を追加し、6億3,819万1,000円にしたいというものであります。

第4条では、予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正したいというものであります。

公共下水道整備事業債の起債限度額を140万円増額し、2億4,340万円に改め、昨今の金利上昇傾向を考慮し、利率を1.0%加算し、4.0%以内にしたいというものであります。

なお、起債の方法、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

第5条では、予算第6条に定めた一時借入金の限度額を1,500万円増額し、1億円にしたいというものであります。

今回の補正は、令和6年度一般会計繰入金金の精査による追加または返還、管路DB整備事業に係る受託工事収益及び受託工事費の増、国庫補助金不採択による補助金及び事業費の減、処理場の維持管理に要する委託料及び修繕費の増、処理場の機械及び装置の更新工事費などを計上したものであります。

1、2ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の705万70円に9,786万180円を追加し、1億5,393万6,263円となり、資金期末残高は2億1,901万4,593円となります。

4ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入、1款1項3目受託工事収益、258万1,000円の増は、物価及び労務単価の増に伴う水道事業会計からの管路DB整備事業負担金を計上したことによるものであります。

2項3目補助金、1,000万円の減は、国庫補助金の不採択により皆減したことによるものであります。

4目長期前受金戻入、4万2,000円の増は、固定資産除却に伴う国庫補助金等の減価

償却費未収益化相当額を計上したことによるものであります。

5目消費税及び地方消費税還付金、70万7,000円の減は、今回の補正額を基に試算した結果、減となりました。

3項2目過年度損益修正益、274万3,000円の増は、令和6年度一般会計繰入金の精算による下水道事業負担金の追加額を計上したことによるものであります。

収益的支出、1款1項2目処理場費は、179万7,000円の増であります。内訳としまして、17節委託料、40万8,000円の増は、古町川尻マンホールポンプの清掃業務を計上したことによるものであります。

20節修繕費、138万9,000円の増は、坂下東浄化センターの受変電設備のコンデンサ取替え及び坂下西浄化センター原水ポンプ送水管修繕工事費を計上したことによるものであります。

3目受託工事費、258万1,000円の増は、物価及び労務単価の増による管路DB整備事業工事を計上したことによるものであります。

5目総係費、1,000万円の減は、維持管理適正化計画策定業務の国庫補助金不採択により、皆減したことによるものであります。

7目資産減耗費、4万2,000円の増は、坂下西浄化センター監視通報装置更新工事に伴う減価償却費として費用化されていない額を計上したことによるものであります。

2項1目支払利息、24万7,000円の増は、今後の資金計画を基に資金不足を算出し、資金不足に対する一時借入金の利息を計上したことによるものであります。

3項4目過年度損益修正損、651万6,000円の増は、令和6年度一般会計繰入金の精算による下水道事業補助金の返還額を計上したことによるものであります。

6ページをお開きください。

資本的収入、1款1項1目企業債、140万円の増は、坂下西浄化センター監視通報装置更新工事に係る起債を計上したことによるものであります。

7項1目他会計借入金、40万5,000円の増は、資本的支出に対する資金として水道事業会計からの借入れを計上したことによるものであります。

資本的支出、1款1項5目処理場改良事業費、143万円の増は、坂下西浄化センター監視通報装置更新工事を計上したことによるものであります。

7ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入、4億1,954万1,000円、収益的支出、4億49万8,000円、税込当期純利益、1,904万3,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額、2,200万2,000円を差し引き、税抜当期純損失が295万9,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)であります。資本的収入、5億3,872万8,000円、資本的支出、6億3,819万1,000円、不足額9,946万3,000円となるところであります。

なお、不足額の補填財源につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって議案の説明を終わります。

◎陳情の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第5「陳情の常任委員会付託」を議題といたします。

去る11月27日の正午までに受理した「陳情」は、お手元にその写しを配付しておりますので、陳情番号、受理年月日、件名、陳情者の住所・氏名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

陳情番号第1号、受理年月日、令和7年11月12日、件名「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」。陳情者住所氏名、福島市舟場町3-26、全日本年金者組合福島県本部執行委員長、佐藤征司。

◎議長（赤城大地君）

この陳情は、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

12月5日から7日までは、休会であります。

12月8日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、11月20日の正午に通告を締め切っており、議員9名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月4日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員